

平成21年(行コ)第79号 公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件

控訴人 市民オンブズパーソン板木 外2名

被控訴人 宇都宮市長 佐藤栄一 外1名

## 証拠説明書 1 1

2009(平成21)年12月22日

東京高等裁判所 第2民事部 御中

控訴人ら代理人 弁護士 大 木 一 俊



号証	証拠の標目(原本/写し)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲70	意見書 /原本	2009.12.13	太田 正	水道サービスは付合契約であって、水道料金はサービスの対価であるから、適正な原価に照らし公正妥当でなければならず、そのためには、投資規模の適正化が前提であること。また、水道普及率が97%を超え、建設投資の内容が新設拡張事業から改良・更新事業へと移行しつつあることや人口減少時代の到来とともに節水型社会への移行などにより水需要見通しに状況変化が生じうることを踏まえ、水道事業の運営に当たっては、地域住民のニーズの的確な把握と適切な建設改良計画の策定に努め、投資規模の適正化を図る必要があること等

甲71	意見書	2009. 12. 16	田村達久	<p>行政裁量は、裁判所の判断よりも、行政庁の判断に委ねた方が適切であるとの立法意思によって認められるものだが、そこには「個別具体事案の事情の適正配慮・個別具体事案の適切・公正判断義務」という立法者の課した枠があること、そのような観点からは、裁判所による行政裁量の統制はより厳格になさなければならないこと、地方公益企業である水道事業については、地方自治法2条14項、地方規程法4条1項、地方公営企業法2条1項1号等が定める効率性の義務・原則について、特段の配慮が求められていること、右肩上がりの時代が終わり、人口も減少に転ずる見通しとなっている状況の下で、宇都宮市長及び宇都宮市上下水道局長の行った湯西川ダム建設事業に対するダム使用権設定申請行為を維持する行為は、裁量を誤ったもので、これを適法とした原審の判断は誤りであること。</p>
-----	-----	--------------	------	--